

2020年11月27日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人

代表者名 執行役員 福田 直樹
(コード番号：8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 福田 直樹

問合せ先 企画部長 粉生 潤
(TEL 03-5411-2731)

規約変更に関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、規約変更に関し、2020年12月22日開催予定の本投資法人投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

本投資法人は、2013年1月以降2020年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の同意を得て減額しておりますが、2021年1月以降2021年12月までの期間に係る資産運用報酬についても2020年1月以降2020年12月までの期間に係る資産運用報酬と同水準とし、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。（第41条関係、附則関係）

2. 投資主総会の日程

2020年11月27日	投資主総会提出議案承認役員会
2020年12月4日	投資主総会招集ご通知の発送（予定）
2020年12月22日	投資主総会開催（予定）

以上

<添付資料>

投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.invincible-inv.co.jp/>

(証券コード 8963)
2020年12月4日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人
執行役員 福田直樹

投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に確保する必要がありますが、総会会場の収容スペースも限られていることから、投資主の皆様におかれましては、仮にご自身の健康状態に問題がない場合でも、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2020年12月21日(月曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」第93条第1項及び第3項に従い、以下に抜粋した本投資法人規約第25条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合(議決権行使書面が2020年12月21日(月曜日)午後5時30分までに到着しない場合を含みます。)、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第25条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします。

2.前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2020年12月22日(火曜日) 午前10時 (受付:午前9時30分~) |
| 2. 場 所 | 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー 9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
Room C + D + E |

ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。なお、当日の会場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースにも限りがあるため、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

3. 投資主総会の目的事項

決議事項

議案 規約一部変更の件

以上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会において、感染防止に向けた対応を行います。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染症対策について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。
- ◎従前本投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資主総会の開催後、本投資法人のホームページにおける投資主総会のページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/ir/meeting.html>) に資料を掲載いたしますので、同資料をご参照ください。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症対策について

本投資法人は、新型コロナウイルスの国内における感染状況を踏まえ、本投資主総会における新型コロナウイルス感染防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（最終更新日：2020年4月28日）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

### <投資主様へのお願い>

- 本投資主総会における議決権は、書面によって行使することもできます。新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に確保する必要がありますが、総会会場の収容スペースも限られていることから、投資主の皆様におかれましては、仮にご自身の健康状態に問題がない場合でも、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書面の事前郵送による議決権行使をご検討くださいますよう強くお願い申し上げます。
- 特に、ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、本投資主総会へのご出席を見合わせることをご検討ください。
- 本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。

### <来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、来場された投資主様のお席の間隔を広くとる予定であり、会場の収容スペースにも限りがあるため、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限ないしお断りさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員、補欠役員及び運営スタッフは、マスク等を着用した状態で対応させていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスク等を着用の上で会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。

- 会場受付にて検温を実施させていただきます。ご協力をいただけない投資主様につきましては、ご入場をお断りする場合がございます。また、測定時に37.5℃以上の発熱、咳等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状をお持ちの投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資主総会中に体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます、ご退席いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 本投資法人の資産運用会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様の安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資主総会の開催後、本投資法人のホームページにおける投資主総会のページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/ir/meeting.html>) に資料を掲載いたしますので、同資料をご参照ください。
- 上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。

なお、突然の会場の使用制限等や今後の状況の変化によっては、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更、上記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

以 上

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 議 案 規約一部変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

本投資法人は、2013年1月以降2020年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の同意を得て減額しておりますが、2021年1月以降2021年12月までの期間に係る資産運用報酬についても2020年1月以降2020年12月までの期間に係る資産運用報酬と同水準とし、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。（第41条関係、附則関係）

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p><b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準)<br/>           資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬<br/>           (1)<u>2020年1月以降2020年12月</u>までは半期(3箇月)毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額(1円未満切捨て)又は金15,000万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2)<u>2021年1月以降</u>は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額(1円未満切捨て)又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>           (記載省略)</p> <p>譲渡報酬<br/>           (記載省略)</p> | <p>第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準)<br/>           資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬<br/>           (1)<u>2021年1月以降2021年12月</u>までは半期(3箇月)毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額(1円未満切捨て)又は金15,000万円のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2)<u>2022年1月以降</u>は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額(1円未満切捨て)又は金2,500万円のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>           (現行どおり)</p> <p>譲渡報酬<br/>           (現行どおり)</p> |
| <p>附則<br/>           第41条に定める運用報酬にかかる改正は、<u>2020年1月1日</u>に効力を生じるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>附則<br/>           第41条に定める運用報酬にかかる改正は、<u>2021年1月1日</u>に効力を生じるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

以 上





## 投資主総会会場ご案内図

|             |                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場          | ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター<br>Room C+D+E                                                                                    |
| 住所・<br>電話番号 | 東京都港区六本木三丁目2番1号<br>住友不動産六本木グランドタワー9階<br>TEL：03-5545-1722                                                                 |
| 最寄駅         | 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅（西改札直結）※<br>都営地下鉄大江戸線「六本木」駅（5番出口より徒歩7分）<br>東京メトロ日比谷線「六本木」駅（3番出口より徒歩8分）<br>※六本木一丁目駅からのアクセスが最もわかりやすく便利です。 |

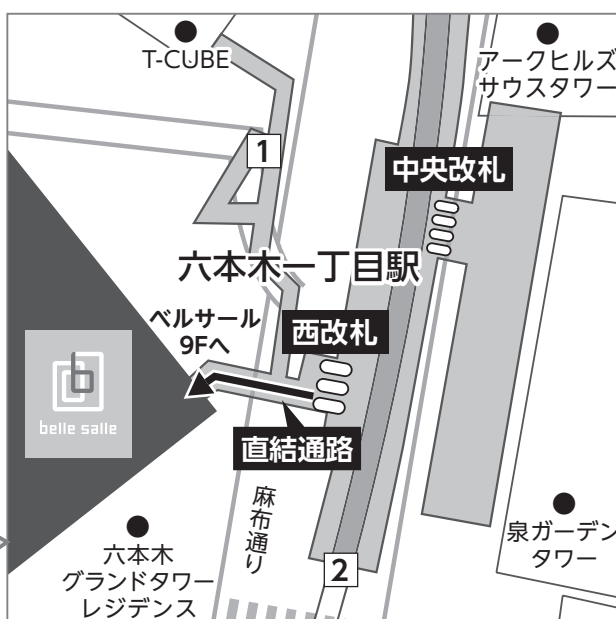


### 【六本木駅からのアクセス】

- ① 日比谷線六本木駅3番出口から地上へ上がり、正面の六本木通りを右へ。左手に首都高速を見ながら、六本木通りを直進。
- ② 大江戸線5番出口からは、地上に出たら道なりに直進。
- ③ セブンイレブン前を過ぎてから最初の信号をそのまま横断し、正面にある地下へのエスカレーターを降りて右へ。直進すると、会場のある住友不動産六本木グランドタワー入口に到着します。

六本木一丁目駅のホームから改札階まで上がり、西改札を出ると、会場のある住友不動産六本木グランドタワーへの直結通路になっています。

### 【六本木一丁目駅からのアクセス】



※会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※突然の会場の使用制限等によりやむを得ず本投資主総会の会場を変更する可能性がありますので、ご来場前に、本投資法人のホームページ (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) をご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。